

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

令和4年10月1日から、一定以上の所得がある方は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

区 分		令和4年9月まで	令和4年10月より
現役並み所得者		3割	3割
世帯に被保険者が1人の場合	「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円以上	1割	2割
世帯に被保険者が2人以上の場合	「年金収入+その他の合計所得金額」が320万円以上		
上記以外の方		1割	1割

※窓口負担割合は世帯単位で判定します。

※世帯内に住民課税所得が28万円以上の被保険者がいない場合、10月以降も1割負担となります。

●後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。

今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

●窓口負担割合が2割となる方には、負担を抑える配慮措置があります。

令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間は、2割負担となる方について1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外です)。

●配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ、後日払い戻します。

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には令和4年9月頃に広域連合から口座登録の申請書を郵送します。申請書がお手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って口座の登録をしてください。

ご注意ください！

▶市町村や広域連合が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、キャッシュカード、通帳等をお預かりすることは絶対にありません。また、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。

▶不審な電話があったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話(☎#9110)または消費者生活センター(☎188)にお問い合わせください。



【問い合わせ】

今回の制度改正の見直しの背景等に関すること

厚生労働省コールセンター

☎ 0120-002-719

その他に関すること

和歌山県後期高齢者医療広域連合

☎ 073-428-6688

日高町いきいき長寿課 後期高齢者医療係

☎ 0738-63-3807

こんにちは

日高町地域包括支援センター

です！

地域包括支援センターは、

介護や健康、医療などさまざまな面から、地域で暮らす高齢のみなさまを支えるための拠点です。住み慣れた地域で、安心してすこやかに暮らせるよう、関係機関・専門職と力を合わせて支援させていただきます。本町では、日高町役場(いきいき長寿課)内に開設しています。

お気軽にご相談ください



地域包括支援センターが行う主な事業

1. 介護予防ケアマネジメント

高齢のみなさまが自立して生活ができるように、生活の仕方やサービス利用などについて助言・紹介するなど、みなさまの今の状態に合った健康づくりや介護予防のお手伝いをします。

2. 総合相談・支援

高齢のみなさまやご家族・地域の人からの相談や悩みを伺い、情報の提供やサービスの紹介をします。介護や健康などについてご相談ください。

3. 権利擁護・虐待発見、防止

安心して日常生活が送れるよう、高齢のみなさまの権利を守る取り組みをします。たとえば、成年後見制度の紹介や虐待の早期発見などに対応します。

4. 包括的・継続的 ケアマネジメント支援

高齢のみなさまが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、ケアマネジャーの指導・支援など、地域のさまざまな機関・専門職と連携・協力できる体制づくりに取り組みます。

【お問い合わせ先】日高町地域包括支援センター
(日高町役場いきいき長寿課内)

☎ 63・3807 FAX 63・3846

なお、接続工事は『日高町排水設備指定工事店』しか施工できません。指定業者の中から工事業者をご自分で選び、ご相談ください。借家やテナントの場合、貸し主との協議も必要となります。指定工事店は役場HP「日高町排水設備指定工事業業者(一覧表)」(下記QRコード)で紹介しています。



下水道への接続は
お済みでしょうか？



お問い合わせ
☎63・3805